

第5章. 税関当局及び貿易円滑化章

1. 税関当局及び貿易円滑化章の概要

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

2. 主要条文の概要

○税関協力（第5. 2条）

各締約国は、関税上の特惠待遇の要求等本協定の規定の実施及び運用、輸入又は輸出の制限又は禁止、関税に係る法令の違反の調査及び防止等に関する法令の遵守のために協力すること、また、要請を受けた締約国は、要請を行った締約国に対し、物品の通関のための手続の簡素化、税関職員の技術の開発等のための技術的な助言及び支援を行うよう努めること等を規定。

○事前教示（第5. 3条）

各締約国は、他の締約国の物品の自国の領域への輸入に先立ち、輸入者、輸出者又は生産者の書面による要請がある場合には、関税分類、関税評価の基準の適用、当該物品が原産品であるかどうか等について、書面による事前の教示を行うこと、全ての情報が提出された場合には、当該教示を可能な限り迅速に、いかなる場合にも要請を受領した後150日以内に行うこと等を規定。

○助言又は情報の要請に対する回答（第5. 4条）

締約国は、自国の領域内の輸入者又は他の締約国の領域内の輸出者若しくは生産者からの要請に基づき、関税割当て等の割当てを得るための要件、関税の減免の適用、原産国の表示等に関する助言又は情報を迅速に提供する旨を規定。

○審査及び上訴（第5. 5条）

各締約国は、税関に係る事項について決定を受けた者が、当該決定に係る行政上及び司法上の審査を利用することができることを確保すること等を規定。

○自動化（第5. 6条）

各締約国は、物品の引取りのための手続に関する国際的な基準を使用するよう努めること、世界税関機構(WCO)の基準、勧告等を考慮すること、輸入者及

び輸出者が単一の入口において輸入及び輸出に関する標準的な手続を電子的に完了することを認める便宜を提供するよう努めること等を規定。

○急送貨物（第5. 7条）

各締約国は、急送貨物のための迅速な税関手続を採用し、又は維持すること（通常の状態において、急送貨物が到着していることを条件として、税関書類の提出の後6時間以内に当該急送貨物の引取りの許可を行うこと等）等を規定。

○罰則（第5. 8条）

各締約国は、税関当局が自国の関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰を科することを認める措置を採用し、又は維持すること等を規定。

○危険度に応じた管理手法（第5. 9条）

各締約国は、自国の税関当局が危険度の高い物品の検査活動に集中できるようにし、危険度の低い物品の通関及び移動を簡素化する、評価及び特定のための危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持すること等を規定。

○物品の引取り（第5. 10条）

各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りのための簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること、また、自国の関税法の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後48時間以内）に引取りを許可すること等の手続を採用し、又は維持すること等を規定。

○公表（第5. 11条）

各締約国は、自国の関税法令、一般的な行政上の手続等を可能な限り英語により、公に利用可能なものとする、利害関係者からの照会に応ずる照会所を指定し、又は維持すること等を規定。

○秘密の取扱い（第5. 12条）

締約国が、本章の規定に従って他の締約国に情報を提供し、及び当該情報を秘密のものと指定する場合には、当該他の締約国は情報を秘密のものとして取り扱うこと、情報を提供する締約国は、情報が秘密のものとして保持されること、当該他の締約国の要請において明示される目的のためにのみ使用されること等につき、当該他の締約国に対して書面による保証を与えることを要請することができること等を規定。